

宗教法人浄珠院、共同墓「蓮池廟」管理・使用規則

(目的・適用)

- 第1条 宗教法人浄珠院（以下浄珠院という）の設置する、共同墓「蓮池廟」（以下蓮池廟という）は、浄珠院に帰属する檀信徒及び縁故者で、管理責任者が特に認める者が、共同して墳墓の用に供するものとする。
2. 使用者が存命中に、将来の安心のために蓮池廟の使用を希望する時は、浄珠院の檀徒の登録をすることとする。
 3. 本規則は、前項の蓮池廟に管理・使用に関する基準を定め、その管理・使用の適正化を図ることを目的として制定する。
又、同目的により別途「補則」を定めることができる。

(管理責任者)

- 第2条 蓮池廟の管理責任者は、浄珠院の代表役員とする。

(墓地使用の申込と応諾)

- 第3条 蓮池廟使用の希望者は、別途「蓮池廟使用申込書」により予め、使用者及び使用者の継承者（以下申込者という）が使用者の氏名を記入し、別に定める使用料その他を添えて、その旨を管理責任者に申請しなければならない。
2. 管理責任者は、蓮池廟使用の申込があった時は、その申込者に対し使用上の義務を明示し、なおかつ管理上必要と認める時は、使用に関する特別な措置、又は条件を付すことが出来る。
 3. 管理責任者が、別に定める使用料その他を受け取り、申込を応諾し、墓籍簿に登録し、蓮池廟使用許可証を発行した時に、使用者となるものとする。
 4. 埋骨された使用者の遺骨は、一切返還できません。

(使用者の遺骨の埋骨使用)

- 第4条 申込者は、次の各号に定めるところに従って、蓮池廟を使用者遺骨の埋骨のために、使用するものとする。
1. 使用者の葬儀は、申込者の費用で行い、茶毘に付した上で、蓮池廟に埋骨することとする。
 2. 蓮池廟に埋骨しようとするときは、予め管理責任者に対し、法令にもとづく埋骨許可証又はこれを証する書類を提出し、許可を受けるものとする。
 3. 使用者が、存命中は、別に定めるところにより、管理費を管理責任者

に納入するものとする。

4. 埋骨された使用者の遺骨は、一切返還できません。

(禁止事項違反による使用の解除)

第5条 申込者・その縁者は、次の各号に該当するときは、管理責任者は何らの催告を要せず、申込者に対し、その使用を解除することが出来る。

但し、既に埋骨された使用者の遺骨は、一切返還できません。

- ①浄珠院の宗派の典礼、法要、儀式及び慣行を無視、又は妨げる。
- ②境内又は墓地内で他宗派の典礼、法要、儀式その他の宗教行為を行う。
- ③第7条に違反する。

2. 申込者に、次のいずれかに該当する事由のあるときは、管理責任者はそれ相当の期間内に改善履行することを命ずるものとする。申込者が、この命令に従わないとき、管理責任者は申込者に対し、蓮池廟使用を解除することが出来る。

但し、既に埋骨された使用者の遺骨は、一切返還できません。

- ①蓮池廟を、墓地以外の目的に使用したとき。
- ②使用者が、存命中に、2年以上管理費の納入を怠ったとき。

(管理権に基づく措置)

第6条 蓮池廟に埋葬した遺骨は、管理者責任者が、公用・収容のため、又は墓地の整備その他の必要のために求めたとき以外、改葬することは出来ない。但し、管理者責任者が、前記内容のために改葬を求めたときは、m申込者は、これを拒んではならない。

(墓地使用权の転貸禁止)

第7条 申込者は、蓮池廟使用权を第三者に譲渡又は転貸することは出来ない。

(使用权の解除・放棄)

第8条 申込者が、蓮池廟使用許可を放棄するときは、その旨書面で届け出た上で、蓮池廟使用許可証を返納しなければならない。

2. 申込者が、蓮池廟の使用を解除又は放棄しても、既に埋骨された使用者の遺骨、既に納付した使用料その他は、返納しない。

(本規則の改廃)

第9条 本規則の改廃は、浄珠院の責任役員会の決議を要する。

付則

1. 本規則は、令和3年12月1日より施行する。

宗教法人浄珠院、共同墓「蓮池廟」管理・使用規則

〔補則〕

1. 使用料その他について（補／本規則第3条第1項）

- ①使用料その他の内容

申込より永代に渉る、墓地使用者の共同墓の使用料。

- ②金額

金額は、一名或いは一霊、三万円とする。

2. 管理費について（補／本規則第4条第3項）（蓮池廟使用者存命中）

- ①金額及び計算期間

金額は、一期分三千円とし、計算期間は、一年間（4／1～翌年3／31）と定める。

但し、申込が、期の途中であっても全額を納入するものとする。

- ②納入方法

納入方法は、申込日及び期の始まる前日（その年の3月31日）までに、一期分全額を、管理責任者に現金又は送金にて支払うものとする。

3. この補則は、令和3年12月1日より施行する。